

# 月例給・一時金改善も数多く残る問題点

## 第1回地公労(11月5日)交渉報告

# 越教組ニュース

越谷市教職員組合  
情宣部  
15.11.18(水)  
Tel 988-3281  
Fax 988-3283

十一月五日、第一回地公労交渉が行われました。この交渉は、二〇二五年の賃金・労働条件を確定するものです。県当局は、本年度の月例給・一時金(ボーナス)の引き上げと二〇一六年度の地域手当の引き上げを回答しました。一方で、事務職員の四級主任を廃止する県独自の提案をするなど、課題・問題点の残る回答でした。第二回交渉は、十一月二十四日に行われます。

### 給与改善だが現給保障に届かず

人事院勧告に基づき県当局は、本年度の給与改定として①給与表の引き上げ(ベースアップ)0.45%②地域手当の引き上げ0.3%③一時金(ボーナス)の引き上げ0.1か月 来年度の地域手当をさらに1%改善すると回答しました。二年連続の給与改善勧告は実に二四年ぶりであり、これまでの組合の粘り強い取り組みの成果といえます。ところが今年度から強行された「給与制度の総合的見直し」により、高年齢層は一万円以上の減額されて

### 県当局回答 《勧告に基づく賃金改定》

- 2015年度の給与改定…公民格差解消
- ◇月例給 給与表 平均0.45%↑  
地域手当 0.3%↑で8.3%に
- ◇一時金 勤勉手当 0.1か月↑で4.2ヶ月
- 2016年度の地域手当 0.7%↑で9%に

### 《県当局からの提案》

…人事委員会が勧告しない当局独自の提案

- 主任級格付け見直し  
(事務職員に関わる4号主任の廃止) ↓
- 技能職給料表の見直し  
(国の行政職俸給表(2)の反映) ↓

## 事務職の大幅賃下げ

「行政改革」をすすめる総務省の圧力で、県当局による「技能職給料表の見直し」「技能職給料表の見直し」提案は、二〇一五年度から始まり、これまで執拗に繰り返されてきました。組合はその都度交渉によってこの道理なき賃下げを撤回させてきました。今回は「国からの指導」を盾に、二〇一六年度からの実施を強く提案してきました。

これが通ると、現業職員・技能職員の給与は二割減となり生活設計が大きく狂わされてしまいます。

## 埼玉県は独自判断で差額年内支給せよ

昨年、久しぶりの差額支給がありました。若い職員には初めての出来事だったらしく、どうして給料のほかにお金がもらえるのか、ベテランの職員に質問する姿も見られました。

今年も、昨年のように支給されるのかと思いきや、今年度は状況が違ってきています。ご承知のように地方公務員の給与改定には県議

会において条例改正が必要になります。同じように国家公務員の給与改定には給与法改正が必要になります。

ところが政府は、野党の臨時国会開催要求に背を向け臨時国会を開かない方針を決めました。当然国家公務員の給与改定は宙に浮いてしまい、年内には行われなくなりました。

総務省は、各都道府県に対し、「国の給与改定を待つてから実施せよ」とする強い指導を行いました。県当局はこの指導に従い、十二月議会での

提案を見送る方針です。給与改定は民間企業では「春闘」にあたりまず。年度当初に改定が行われるべきものを十二月に改定できないとしたらほぼ一年遅れの実施となってしまう。

国の指導を拒否し、独自に差額支給を計画している自治体もあります。埼玉も議会にかけ年内に支給するべきです。憲法五十三条に違反して臨時国会を拒否しているのは現政権です。政権のわがままを地方に押し付けるというのは筋が通りません。

## 負担軽減策の提示を

地公労交渉と並行して教職員独自の要求を話し合う「埼教連」埼教組・埼高教の交渉では「負担軽減問題」が大きな課題となつていきます。

教職員の多忙さと勤務時間、健康の問題がクロズアップされています。越教組ニュースNo.1253号で紹介した読売新聞に続き、今月十六日発行の「AERA」でも「教えることに集中できない教師の実態」としてコラムが掲載されまし

た。ところが埼教連交渉(十一月十一日)では実効性のある回答がなら示されませんでした。私たちは機会あるごとに現場の実態を訴え、軽減策を求め続けていきます。

